

「明日の西湘海岸を考える懇談会」規約

(名 称)

第1条 本懇談会は「明日の西湘海岸を考える懇談会」(以下、「懇談会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本懇談会は、防災、環境、利用など様々な観点から、これからの西湘海岸のあり方について意見交換を行うとともに、国及び神奈川県が実施する海岸保全対策に関する情報共有を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第3条 検討会の対象範囲は、国による直轄海岸保全事業の範囲である大磯港から酒匂川までの約13km間とする。ただし、西湘海岸が酒匂川からの土砂供給で形成、維持されていることや周辺の海岸及び海底地形の影響を鑑み、対象範囲と関わりのある事象についても対象とする。

(組織構成)

第4条 懇談会は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 座長が職務を遂行できない場合は、座長からあらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 座長は、委員の互選により選出する。

(会議の招集等)

第5条 懇談会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇談会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。

- 2 議事要旨は、懇談会の了解を得て公開するものとする。
- 3 別に定める懇談会傍聴規定により傍聴するものとする。

(事務局)

第7条 懇談会を運営するため、事務局を以下の機関に置く。

- (1) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所海岸課
- (2) 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮る。

附則 この規約は、平成27年3月25日から施行する。

平成28年1月27日	一部改定
平成29年3月29日	一部改定
平成31年1月31日	一部改定
令和 2年1月23日	一部改定
令和 3年2月26日	一部改定
令和 5年1月27日	一部改定

別 表 （４条関係）

氏 名	所 属	
【座長】 宇多 高明	日本大学 客員教授	有識者
佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授	
川辺 みどり	東京海洋大学 教授	
柴山 知也	<u>中央大学研究開発機構</u> 機構教授	
関根 正人	早稲田大学 理工学術院 教授	
武井 正	(公財) 相模湾水産振興事業団代表理事	漁業関係
高橋 征人	小田原市漁業協同組合代表理事組合長	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長	
上田 雅一	大磯二宮漁業協同組合副組合長	
小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会会長	住民 利用者
蒲原 辰弘	大磯海の会議代表	
<u>原 享</u>	二宮町地区長連絡協議会代表	
田邊 邦良	二宮町観光協会会長	
<u>小又 英一郎</u>	二宮海岸に砂浜を戻す会代表	
<u>柴田 亮</u>	国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長	行政
<u>武井 好博</u>	小田原市副市長	
鈴木 一男	大磯町副町長	
<u>渡邊 恒文</u>	二宮町副町長	
<u>荒井 千里</u>	神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長	
<u>五十嵐 敬</u>	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長	
近藤 充志	神奈川県平塚土木事務所長	
<u>金森 正博</u>	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官	
<u>佐々木 昇平</u>	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	

※下線部は、前回からの変更箇所を示す。